

インボイス制度において注意すべき事例

項目	想定されるケース（やりたいこと）	注意すべき内容
登録の 取下げ・ 取消し	インボイス制度開始前にインボイス発行事業者の登録を取り下げるケース	令和5年10月1日以後に取下げは不可。取消しの手続きしかできず、少なくとも令和5年10月1日～課税期間末日までの課税資産の譲渡等について、インボイスの交付義務・保存義務、消費税の申告義務が生じる。 ※ 令和5年10月1日を登録日としていた場合、取下書はその前日（9月30日）までに提出する必要がある。 ※ インボイス制度開始後に、登録申請書を提出してから登録日までに登録を取り下げたい場合も、取下書対応となる。
	インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消すケース	翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、 翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。
	令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置（注）の適用により登録を行い、登録を取り消すケース	翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、 登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。
2割 特例	課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、2割特例の適用を受けるケース	令和5年10月1日を含む課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができるが、 当該課税期間中に提出しないと、当該課税期間は2割特例の適用を受けることができない。
	2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、2割特例の適用を受けることができず、簡易課税制度の適用を受けるケース	2割特例の適用を受けた事業者は、 その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。 ※ 申告時に届出書を提出しても当該申告分について簡易課税制度の適用を受けることはできない。

（注）免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能（28年改正法附則44④）。

免税事業者に係る登録等の手続・2割特例に係る手続

免税事業者のインボイス発行事業者への登録・取消し

		令和5年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する課税期間	左記以後
登録手続	提出書類	登録申請書	登録申請書 課税事業者選択届出書
	提出期限	登録希望日（提出日から15日以後の登録を受ける日として希望する日）を記載して提出（注1、2） ※ 令和5年10月1日に登録を受けたい場合は9月30日（土）	課税期間の初日から起算して15日前の日（注1） 課税事業者選択届出書は課税期間の初日の前日
取消手続	提出書類	登録の取消しを求める旨の届出書（登録日前は取下書）	
	提出期限	取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日（注1、2） ※ 令和5年10月1日前までに同日を登録日として登録申請書を提出している事業者が、申請を取り下げる場合、取下書はその前日（9月30日（土））までに提出する必要がある（到達主義：郵送は9月29日（金）必着）。	
	取り消し後の納税義務	登録日から2年経過日の属する課税期間の末日までは納税義務あり ※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録した事業者については、その登録日を含む課税期間の納税義務は生じるが、その翌課税期間からは基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合などは納税義務なし。	課税選択した課税期間の初日から2年経過日の属する課税期間の初日以後は、課税選択不適用届出書を提出することができ、この場合、当該届出書の提出日の属する課税期間の翌課税期間以後は、納税義務なし。

（注1）発信主義（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす）

（注2）期限が土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。

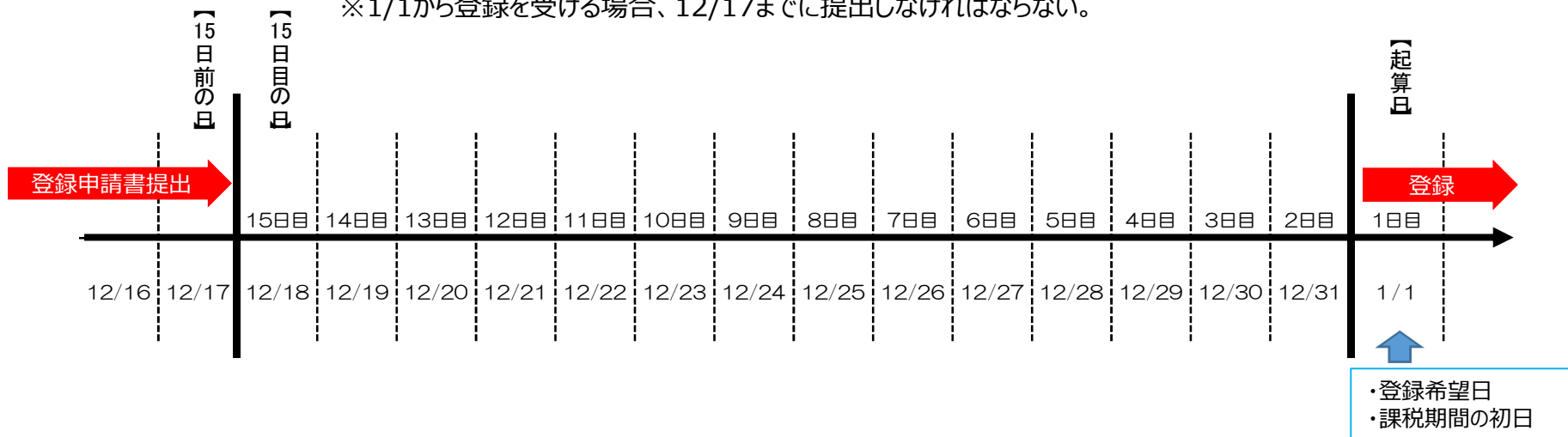
2割特例適用者に係る各種届出書の提出（※2割特例の適用に届出は不要）

	提出対象者	提出期限
課税事業者選択不適用届出書	課税事業者選択届出書の提出により、令和5年10月1日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、2割特例の適用を受ける事業者	令和5年10月1日を含む課税期間の末日
簡易課税制度選択届出書	2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けようとする事業者	2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間の末日

インボイス発行事業者の登録・取消しに係る手続の日数の計算

登録申請手続：インボイス制度開始後に課税期間の初日から登録を受けようとするときは、課税期間の初日から起算して15日前の日までに、登録申請書を提出しなければならない（登録希望日から登録を受ける場合は、提出日から15日以後の日として事業者が希望する日を記載）。

※1/1から登録を受ける場合、12/17までに提出しなければならない。



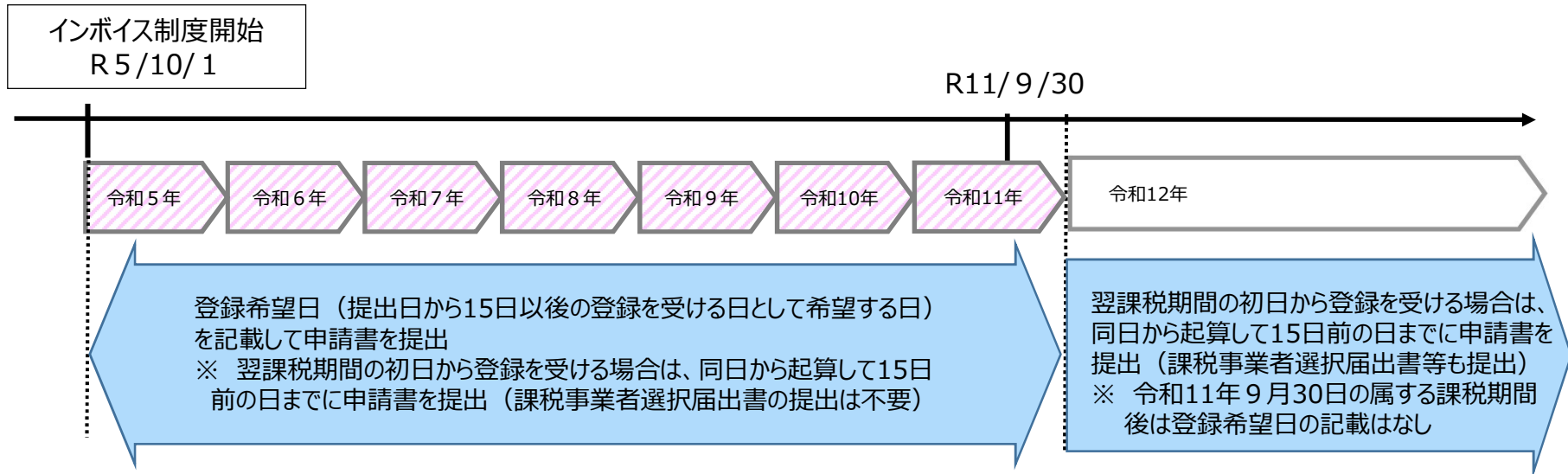
登録取消手続：翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに、届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。

※1/1から登録を取り消す場合、12/17までに提出しなければならない。

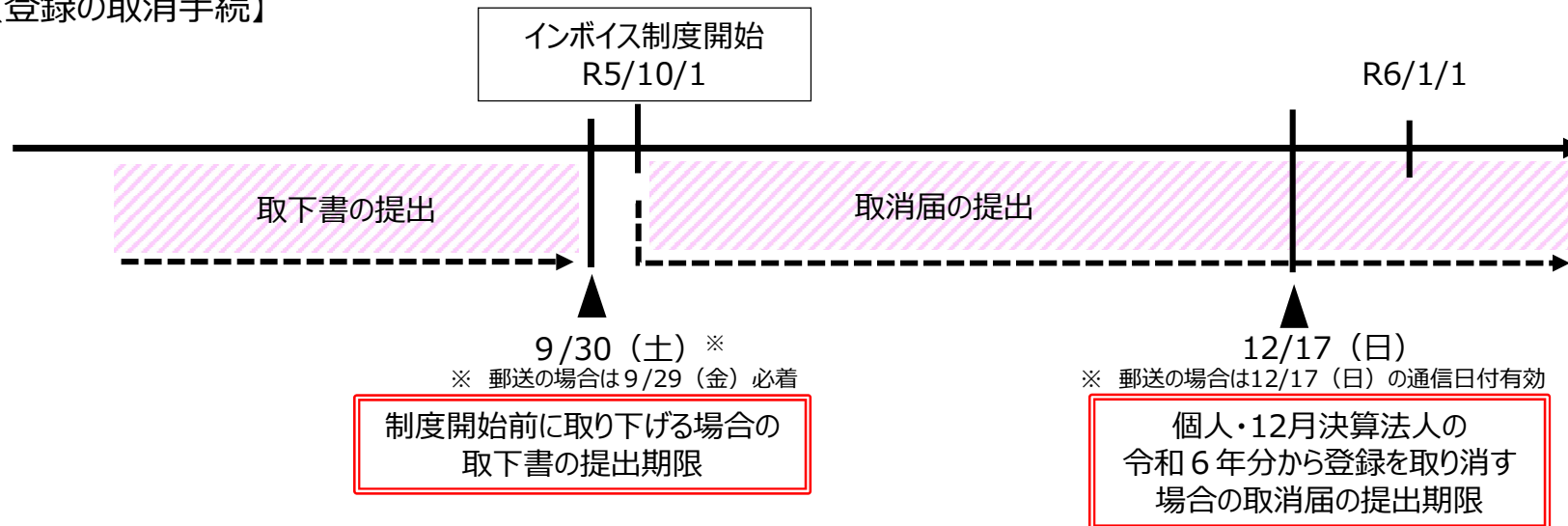


免税事業者のインボイス発行事業者への登録と取消しに係る手続

【登録申請手続（登録希望日の記載）】



【登録の取消手続】



（注）制度開始後であっても登録日までに、適格請求書発行事業者の登録申請を取り下げる場合は、取下書を提出する。

免税事業者に係る手続（2割特例関係）

【2割特例を適用できる・できない課税期間①】

（例）免税事業者であった個人事業者が令和5年10月に登録を受けた場合（基準期間における課税売上高のみを考慮したケース）

年分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円	900万円	1,000万円
2割特例	—	—	適用可	適用不可	適用可	適用不可

※ 基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間等については、2割特例の適用を受けることができない。

【2割特例を適用できる・できない課税期間②】

（例）課税事業者である個人事業者が令和5年10月に登録を受け、翌課税期間は課税売上高を勘案すると免税事業者となる場合（基準期間における課税売上高のみを考慮したケース）

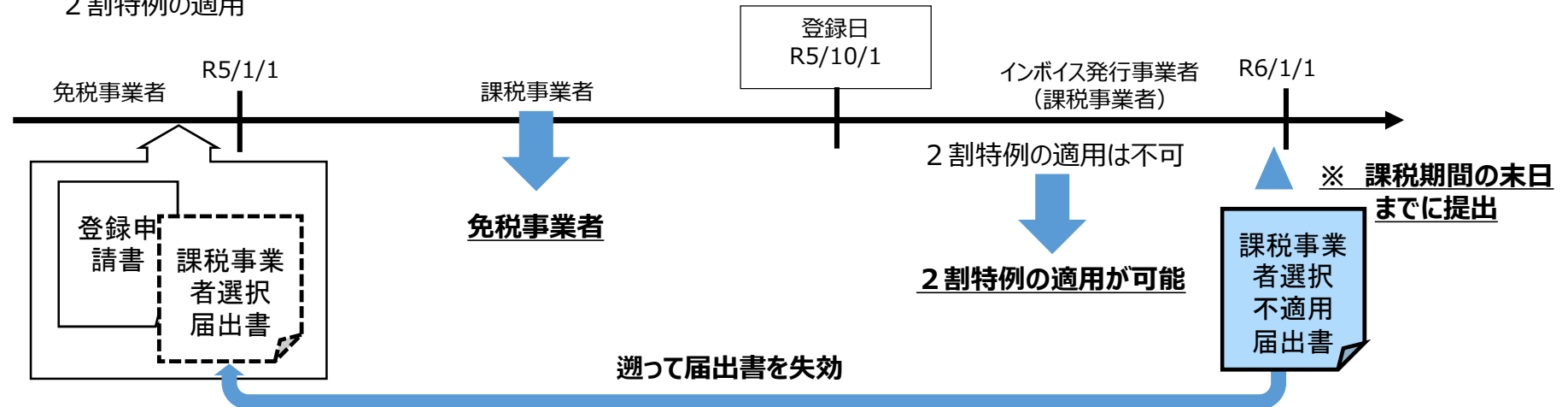
年分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
課税売上高	1,100万円	800万円	1,200万円	1,200万円	900万円
2割特例	—		適用不可	適用可	適用不可

※ インボイス制度開始日の属する課税期間において課税事業者であったとしても、その後の課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下の課税期間については、原則として、2割特例の適用を受けることができる（申告後に気づいても更正の請求ができない）。

免税事業者に係る手続（2割特例関係）

【課税事業者選択不適用届出書の提出期限】

（例）個人事業者が令和5年10月1日を含む課税期間に係る課税事業者選択届出書を提出した場合におけるその届出書の失効と2割特例の適用



【簡易課税選択届出書の提出期限（R5.10.1～R9.9.30を含む課税期間）】

（例）個人事業者が令和5年分の申告について2割特例を適用した場合における令和6年分の簡易課税制度選択届出書の提出期限

年分	R3年	R4年	R5年	R6年
課税売上高	900万円	1,100万円	800万円	1,200万円
2割特例	—	—	適用可	適用不可

簡易課税制度の適用

令和6年分から適用する場合の
簡易課税制度選択届出書の提出期限
(適用する課税期間の末日)

12/31

※ 申告のタイミングではないので注意